

特許・実用新案制度比較

	実用新案法	特許法
実体審査	なし(基礎的要件審査のみ)	あり
権利期間	出願日から6年 (15条)	出願日から20年 (67条)
保護対象	物品の形状、構造又は組合せに係る自然法則を利用した技術的思想の創作(1条、2条)	自然法則を利用した技術的思想の創作のうち高度なもの(1条、2条)
進歩性	「きわめて容易に」考案できないもの(3条2項)	「容易に」発明できないもの(29条2項)
審査請求制度	-	出願から3年以内(48条の3)
評価書制度	何人も、何時でも請求可能(12条) 権利行使に先立ち、技術評価書を提示して警告することを義務化(29条の2)	-
審判制度	無効審判	無効審判 査定不服審判 訂正審判
補正の範囲	最初に添付した明細書、実用新案登録請求の範囲又は図面に記載した事項の範囲内(2条の2)	最初に添付した明細書、特許請求の範囲又は図面に記載した事項の範囲内(17条の2)
補正可能期間	出願日から2ヶ月(2条の2、施行令1条)	特許査定前かつ拒絶理由通知前 拒絶理由通知後は指定期間内 査定不服審判請求から30日以内(17条の2)
訂正の範囲	請求項の削除(14条の2)	特許請求の範囲の減縮等(126条、134条)
訂正可能期間	原則いつでも可能(権利消滅後も可能)。ただし無効審判係属中は審理終結通知前まで(14条の2)	無効審判係属から確定までは審決取消訴訟提起後一定期間を除き訂正審判の請求不可(126条) 答弁書提出及び差し戻し後等の指定期間内は訂正請求可(134条の2、134条の3)
権利者の責任	行使した権利が無効とされた場合、権利者に損害賠償責任を転換(29条の3)	なし
侵害者の過失推定	なし	あり(103条)
訴訟手続の中止規定	侵害訴訟を提起された被告が、無効審判を請求したときは、申立てにより訴訟手続を原則中止(40条の2第1項)	職権により裁判手続を中止することが可能(168条)
他出願との関係	出願から3年以内は、実用新案登録出願から特許出願への変更が可能(特許法46条1項) (ただし登録後の変更は不可)	最初の拒絶査定の日から30日を経過するまでの期間、又はその特許出願日から5年6ヶ月以内は、特許出願から実用新案登録出願への変更が可能(実用新案法10条1項) (ただし登録後の変更は不可)